

令和7年度 常滑市保育園保育料基準額表

月 額 (円)

階層区分	定 義	3歳未満児				3・4・5歳児	
		保育標準時間			保育短時間	保育標準時間	保育短時間
		11時間	10.5時間	9.5時間	8時間	11時間～9.5時間	8時間
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	0	保育料（延長保育料は除く。）は無償です。	
B	当年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0		
C	当年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	11,600	10,800	8,500	6,600	保育短時間：両親ともに入所基準に該当する保育標準時間以外の児童の利用区分 (8:00～16:00) 保育標準時間：両親ともに月 120 時間以上勤務等している児童の利用区分 (7:30～18:30 の 11 時間、7:30～18:00 の 10.5 時間、7:30～17:00 の 9.5 時間の 3 区分)	
D1	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が 48,600 円未満である世帯	13,400	12,600	10,300	8,400		
D2	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が 48,600 円以上 60,000 円未満である世帯	18,300	17,500	15,200	13,300		
D3	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が 60,000 円以上 97,000 円未満である世帯	27,900	27,100	24,800	22,900		
D4	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が 97,000 円以上 133,000 円未満である世帯	39,800	39,000	36,700	34,800		
D5	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が 133,000 円以上 169,000 円未満である世帯	44,500	43,700	41,400	39,500		
D6	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が 169,000 円以上 301,000 円未満である世帯	48,400	47,600	45,300	43,400		
D7	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が 301,000 円以上である世帯	48,800	48,000	45,700	43,800		

【補足事項】

入園する児童の家族の課税状況^{*1}（市民税額）、家庭状況^{*2・3}（証明等提出が必要）、年齢（令和7年4月1日の満年齢）、認定区分及び利用時間に応じて算定します。

※1 階層区分の認定は、入所児童と同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の課税額の合計額により行います。4月から8月は、令和6年度分の市民税額、9月以降は、令和7年度分の市民税額に基づき算定します。ただし、配当控除、住宅借入金等特別控除、耐震改修特別控除等の税額控除前の税額で算定します。

※2 上記保育料に延長保育料（申請者のみ）をあわせて振替いたします。また、3歳以上児は、給食費（主食費及び副食費）を振替いたします。（利用日数にかかわらず、月額料金を納入していただきます）

※3 多子世帯、ひとり親世帯（児童扶養手当担当への相談履歴の有無にて確認）、障がい児（者）がいる世帯（障がい者手帳の交付の有無にて確認）への軽減は、右記のとおりになります。

保育料の軽減方法

左表 階層区分	きょう だいの 数え方	ひとり親等	左記以外	18歳未満の子が3人以上いる世帯の3子目以降の3歳未満児
A	①	無料	無料	無料
B		無料	無料	
C～D2 一部 57,700 円未満		第一子半額 *上限あり 3歳未満児 9,000 円	第一子満額 第二子半額 第三子無料	
D2一部-D3一部 77,101 円未満	②	(ひとり親のみ) 第一子半額 第二子 4分の一 第三子無料	(障がい者がいる世帯含む) 第一子満額 第二子半額 第三子無料	無料
D3一部 97,000 円未満				
D4～D6				
D7				

きょうだいの数え方

①生計が同一の子どもを対象
(年齢制限なし)

(例) 第一子



第二子



第三子



小1の子、
両親を亡くした
小4の姪、
同居していない
高校生 等

同居していない
場合、税の扶養
等、生計が同一で
あることを申し
出てください。

②0～5歳の子どもを対象
(例)



小1の子ども
(対象外)

第一子



年長の子ども

第二子



第三子

